



陽性の入所者が高齢者施設内で療養する場合の対応



令和4年2月
仙台市保健所

現在、高齢者施設の入所者で陽性が確認される事例が多い状況です。

以下のとおりの対応が難しい場合等もございます。

現在、新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴い、入所者で陽性が確認された場合であっても、施設内での療養をお願いすることがあります。

施設内での療養をお願いする場合、保健所から施設へ、検査への協力や症状悪化時に相談する嘱託医師やかかりつけ医師の確認、また、陽性の入所者の施設での健康観察を依頼させていただきますので、ご協力をお願いします。

1. 施設内での陽性者の療養

- 病床がひっ迫し、入院が難しい場合もあります。その際には、施設内で療養していただくこととなります。
- 病床のひっ迫度が高い場合には、軽症、中等症Ⅰは施設内で療養していただいております。施設で酸素投与を実施していただいている施設もあります。

2. 陽性者の健康観察

- 体温、パルスオキシメーターによる SpO₂ の測定をしてください。
- 中等症Ⅱ（酸素投与が必要な状況 SpO₂ 90～93%）に該当するのかが等、日々の健康観察を行ってください。
- 咳、呼吸困難などに着目して健康観察を行って記録してください。
- 看護師が健康管理している場合には、保健所へ毎日の健康観察の報告をしなくても構いません。
- 症状が悪化した場合には、施設の医師、嘱託医、主治医等にご相談の上、入院や病院の外来受診が必要な旨を朝 10 時くらいまでに保健所へご連絡ください。

医療職スタッフがいないなど、施設で健康管理に不安がある場合には、朝10時頃までに陽性者の体温、SpO₂などの「本日の症状」を保健所へ報告してください。

- 酸素投与が可能な施設は、SpO₂の低下があった場合には、施設の医師、主治医の指示によって、酸素投与を開始してください。
- 点滴が可能な施設は、施設の医師、主治医の指示に相談し、開始してください。

3. 新型コロナの治療薬について

- 新型コロナの治療薬(点滴、内服薬)の対応が可能な場合には、施設の医師、主治医の指示のもと、以下の手続きをとって、対応してください。

施設で陽性者が発生し、施設の医師、主治医の指示のもとに新型コロナの治療薬（点滴または内服薬）を使用する場合においては、下記の手順にて登録し、供給を受けることができます。

点滴：ソトロビマブ

医療機関登録及び製品発注方法

- ・ グラクソ・スミスクライン株式会社の医療従事者向けサイト

「GSK pro」(<https://gskpro.com/ja-jp/products-info/xevudy/>)

内服薬：ラゲブリオ

医療機関登録及び製品発注方法

- ・ 「MSD Connect（医療関係者向けサイト）」(<https://www.msconnect.jp/>)

- ・ ラゲブリオ登録センター専用ダイヤル（0120-682-019）

4. 陽性者の療養期間

陽性者の療養解除については保健所が判断します。基本的な考えは以下のとおりです。

- 無症状であれば、検体採取日の翌日を1日目として、7日間の療養期間とし8日目に療養解除。
- 症状がある方は、発症日の翌日を1日目として、10日間の療養かつ、症状軽快72時間後に療養解除。
- 無症状であった方が、経過中に有症状となった場合には、症状が出た日の翌日を1日目として、10日間の療養かつ、症状軽快72時間後に療養解除。

5. ゾーニングの方法

「高齢者施設等(入所施設)で新規陽性者が発生した場合の対応」に詳細を記載しております。ご覧ください。施設の構造や陽性者の発生状況によっては、ゾーニングの実施

が難しい場合もあります。

6. 感染対策に不安がある場合など

- 陽性者数の増加に伴い、感染対策に不安がある場合には、感染制御地域支援チームと保健所で訪問も可能です。訪問をご希望の場合、保健所へご連絡ください。
- 施設訪問までお待たせする場合があります。また、初めて訪問する施設を優先して訪問しております。

7. ゾーニングの期間と濃厚接触期間の考え方

①フロア全体をゾーニングしている場合

- 基本的には、フロア全体の健康観察期間として、陽性者の療養解除日を 0 日目とし、翌日を 1 日目として、7 日間はゾーニングを継続し、この期間に発症者がいなかった場合には、8日目にゾーニングを解除します。
- 濃厚接触者の健康観察期間である7日間についても、ゾーニングを継続し、PPE の着用をお願いします。
- 入所者のマスク着用状況などの感染対策によっても、健康観察期間を判断します。

②個室部屋で隔離し、その部屋だけゾーニングしている場合

- 陽性者の入所者が、個室で食事等すべて完結しており、隔離できている場合、陽性者の療養期間の終了後、部屋のゾーニングを解除しています。
- 濃厚接触者が別部屋にいる場合には、隔離開始を最終接触として、PPE 着用による対応と健康観察期間が 7 日間必要となります。

8. 検査をしていない入所者や一度検査陰性であった入所者が発症している場合

- 症状がある場合には、施設の医師、主治医の指示のもと、抗原定性検査等を実施していただき、検査で陽性であった場合に、施設の医師、主治医より発生届を保健所へ提出してください。
- 検査結果の陽性報告のみでは、入院調整等ができません。発生届の提出をもって、陽性患者としての対応が開始されます。
- [発生届へのリンク](#)

9. 職員の確保と業務内容の調整

- 職員の減少に伴う業務の優先度の見直し、同法人内からの応援の手配を検討し、対応してください。
- 「高齢者施設等(入所施設)で新規陽性者が発生した場合の対応」に詳細を記載しております。ご覧ください。
- 業務内容の調整等について不安等がございましたら、保健所や関係部署へご相談をお願いします。

10. 職員等の心のケアに関すること

- 高齢者施設内で新型コロナ陽性の患者をケアしていただくこと、ゾーニング期間が長くなる、職員数が減少することに伴い、ストレスがかかり、平時の時とは異なった状況となるため、緊張感、不安にかられることがあると思います。
- 「高齢者施設等(入所施設)で新規陽性者が発生した場合の対応」に詳細を記載しております。職員の皆様に周知してください。